

二級河川滑津川水系河川整備基本方針

平成 27 年 12 月

福 島 県

滑津川水系河川整備基本方針

目 次

第1章 河川の総合的な保全と利用に関する基本方針	1
1 滑津川流域の現状	1
2 河川の総合的な保全と利用に関する基本方針	3
(1) 河川の洪水、高潮等による災害の発生防止又は軽減に関する事項	3
(2) 河川の適正な利用及び流水の正常な機能の維持に関する事項	3
(3) 河川環境の整備と保全に関する事項	4
(4) 河川の維持管理に関する事項	4
第2章 河川の整備の基本となるべき事項	5
1 基本高水並びにその河道及び洪水調節施設への配分に関する事項	5
2 主要な地点における計画高水流量に関する事項	5
3 主要な地点における計画高水位及び計画横断形に係る川幅に関する事項	6
4 主要な地点における流水の正常な機能を維持するため必要な流量に関する事項	6
(参考) 滑津川水系図	7

第1章 河川の総合的な保全と利用に関する基本方針

1 滑津川流域の現状

(1) 流域の概要

滑津川は、福島県南部の太平洋側に位置し、その源をいわき市平上荒川丘陵に発し、平下荒川地区などの市街地を東流した後、吉野谷川、山口川等の支川を合わせ、同市下高久地区を流れ太平洋に注ぐ流域面積26.6km²、法指定延長約10.1kmの二級河川である。

その流域は、いわき市の1市からなり、流域内人口は約2万8千人である。

滑津川流域が位置するいわき市は、太平洋側気候に属しており、気象庁小名浜観測所の平成6年～25年までの20年間における年平均降水量は約1,420mm、平均気温は約13.7℃と県内で最も温暖な地域である。

(2) 社会環境

流域の土地利用は、上流域は市街地、中流域は水田等の耕地、下流域は住宅地や水田等の耕地として利用されており、吉野谷川の上流には、県内有数の住宅地が広がるいわきニュータウンの整備が昭和50年度からされており、約1万3千人が暮らしている。

流域内における土地利用の面積割合は、宅地等の市街地が約33%、水田や畑地等の耕地が約20%、山林が約47%となっている。

流域の主要交通網としては、浜通り地方の市町と関東地方を結び流域を南北に縦断する国道6号、郡山市といわき市を結び上流域で滑津川と交差する国道49号、いわき市の中心部である平と小名浜を結ぶ主要地方道小名浜平線等の基幹交通ネットワークが形成され、いずれも主要な幹線となっている。

平成23年3月の東北地方太平洋沖地震では津波等により甚大な被害を受け、また、地震に伴う地殻変動により、広域的な地盤沈下も発生した。このことを受けて、下流部を中心に策定された津波被災市街地土地利用方針に基づき、官民一体となった復興まちづくりが行われている。

(3) 治水事業

滑津川流域での治水事業は、昭和39年8月24日の出水を契機とし、昭和41年より小規模河川改修事業として、河口から高久橋（一般県道下高久谷川瀬線）の約3.0kmの河川整備が実施された。さらに、昭和49年より高久橋から中山橋の整備に着手したが、昭和52年9月19日の出水による被災を受けて、災害復旧助成事業に引き継がれ、昭和55年までに河口から中山橋までの整備が実施された。

右支川山口川は、災害関連事業及び河川局部改良事業で、滑津川合流点から1.9km区間の

河川整備が実施され、吉野谷川では吉野谷防災調節池、^{かのり}神下川では神下防災調節池、^{ひわたし}日渡川では日渡防災調節池の整備が実施されている。

(4) 河川の利用

滑津川水系の水利用は、主にかんがい用水として利用されており、^{なかづませき}中妻堰、^{なかやまぜき}中山堰及び^{しんみょうぜき}神明堰等から取水されている。

(5) 自然環境

流域は、大部分が一般斜面と人工改変地、谷底平野で構成されている。河川沿いでは、上・中流はほぼ谷底平野で一部が市街地となっており、下流は^{ひんてい}浜堤と三角州になっている。また、いわき市^{ひさのはま}久之浜より小名浜の^{みさき}三崎に至る南北に細長い海岸一帯は、^{いわきかいがん}磐城海岸県立自然公園に指定されており、滑津川の河口部が位置している。

滑津川流域の地質は、前期漸新世泥岩が流域最上流部の丘陵地を形成しており、中流部では前～中期中新世の高久層群と呼ばれる凝灰質砂岩や凝灰質シルト岩などが分布している。また、中流部から河口部の川沿いでは、完新世の礫・砂および泥が分布している。

流域の植生は、最上流部はコナラ群落、常緑針葉樹の人工林が混合しており、右支川山口川流域や吉野谷川流域ではアカマツ群落が優先しており、豊かな自然環境を有している。

上流域には市街地が広がり、河道は住宅街を縫うように流れ、川幅は狭く河床は主に砂礫で構成されている。

中流域にはところどころに住宅地が点在するが、水田が広く分布しており、のどかな田園風景が広がっている。河道は流れが緩やかで自然に形成された^{みおすじ}滞筋が断続的にみられる。

下流域は河川沿いに道路が並行して走り、河口部には工場や保養施設もみられる。河道は流れが緩やかで川幅が広く、コンクリートブロックによる護岸整備が行われている。

右支川の手川及び吉野谷川の河川沿いは、上流から下流まで水田雑草群落が主となっており、川幅は狭くコンクリートブロックによる護岸整備が行われている。

流域内では多様な動植物が確認されており、鳥類ではコハクチョウ、チョウゲンボウ、ハギマシコ、カワセミ、魚類ではオイカワ、昆虫類ではオオムラサキ、ツマグロチョウ、ムラサキシジミが生息している。

滑津川水系では、水質環境基準の類型は指定されていないが、いわき市により、高久橋地点（市道）で水質の定期観測が行われている。水質汚濁の指標である BOD75%値をみると、近年 10 ヶ年（平成 16 年～25 年）の平均値は 3.0mg/l を上回り、C 類型（5mg/l）となっている。

2 河川の総合的な保全と利用に関する基本方針

滑津川は住宅地を貫流していることから、河川整備にあたっては洪水を安全に流下させる「治水」の安全度向上が重要な課題である。

また、安定した水利用のできる「利水」に配慮しながら、豊かな自然環境を保全し、潤いのある水辺空間を創出すると共に、河川環境に配慮し、地域住民、ボランティア団体及び関係機関と協働で、「治水」、「利水」、「環境」のバランスがとれた河川整備を進めていくものとする。

(1) 河川の洪水、高潮等による災害の発生防止又は軽減に関する事項

本水系は、河川整備の現状、流域の規模、社会経済的重要性、並びに県内の他河川とのバランス及び既往の洪水との関係を考慮して、決定された計画規模の洪水を安全に流下させることを目指す。

計画規模を上回る洪水に対しては、住民の生命を守ることを最優先に考え、浸水被害を最小限に抑えるため、雨量・水位等の情報収集と提供、地域住民も参加した防災訓練、地域の特性を踏まえた防災教育への支援、地域の水防活動等の体制強化により、災害時のみならず平時から防災意識の向上を図る。

河川津波や高潮波浪対策に当たっては、発生頻度は極めて低いものの、発生すれば甚大な被害をもたらす「最大クラスの津波」は、住民等の生命を守ることを最優先とし、津波防災地域づくり等と一体となって減災を目指す。また、「最大クラスの津波」に比べて発生頻度は高く、津波高は低いものの、大きな被害をもたらす明治三陸津波程度の「施設計画上の津波」や年超過確率 1/50 規模の発生が見込まれる高潮波浪に対しては、津波・高潮波浪による災害から人命や財産等を守るため、海岸における防御と一体となって水門により津波・高潮波浪災害から防御するものとする。

水門の整備に当たっては、操作員の安全確保や迅速・確実な操作のため、水門等の自動化・遠隔操作化を推進する。

河口部では、たびたび砂州が形成され河口閉塞がみられることから、砂州形状を監視し、適正な管理を行うものとする。

(2) 河川の適正な利用及び流水の正常な機能の維持に関する事項

滑津川の流水は、農業用水に利用されているが、低水流量については十分な観測資料が得られていないことから、現段階において流水の正常な機能の維持に必要な流量については設定しないこととする。

しかし、河川の低水流量に関する調査を今後も継続して実施すると共に、河川パトロー

ル等により河川状況の把握に努める。

(3) 河川環境の整備と保全に関する事項

河川環境の整備と保全については、滑津川が有する平瀬や緩やかな流れなど、良好な河川環境の保全、維持管理に努める。また、地域の子供たちの自然体験や環境教育として、川の生物調査や水質調査への取り組みを支援するなど、地域と河川の情報を共有し一体となり、河川における自然資産の保全に努める。

上流域では、河川に残されている自然環境や河川景観を保全する。

中流域では、緩やかな流れの平瀬に生息する魚類など、動植物の生息・生育環境を保全する。

下流域では、地域と連携して様々な動植物の生息・生育環境を保全すると共に、環境教育を支援するなど、環境意識の醸成に努める。

(4) 河川の維持管理に関する事項

河川の維持管理に関しては、災害の発生の防止、安定的な水利用の維持、良好な水質の維持、河川環境の整備と保全の観点から、河川の有する多面的機能を十分に発揮できるよう適切な維持管理に努める。

第2章 河川の整備の基本となるべき事項

1 基本高水並びにその河道及び洪水調節施設への配分に関する事項

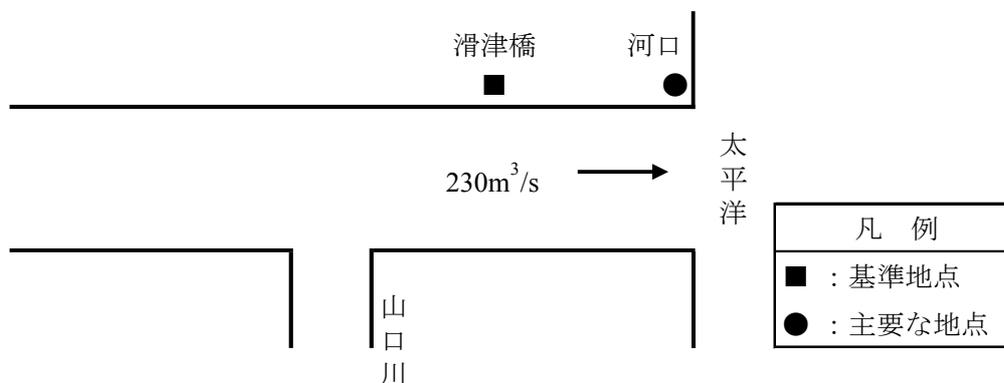
滑津川は、いわき市の市街地を貫流しており、治水上の重要性が高い。このため、基本高水流量は、流域の規模及び社会経済的重要性、並びに県内の他の河川とのバランスや、既往の洪水実績を踏まえ、年超過確率 1/30 規模の洪水から防御できるよう、基準地点滑津橋なめつばしにおいて $230\text{m}^3/\text{s}$ とし、これを全て河道により流下させる。

基本高水のピーク流量等一覧表

河川名	基準地点	基本高水のピーク流量 [m^3/s]	洪水調節施設による調整流量 [m^3/s]	河道への配分流量 [m^3/s]
滑津川	滑津橋	230	—	230

2 主要な地点における計画高水流量に関する事項

滑津川における計画高水流量は、基準地点滑津橋において $230\text{m}^3/\text{s}$ とする。



滑津川計画高水流量配分図

3 主要な地点における計画高水位及び計画横断形に係る川幅に関する事項

滑津川における河道計画は、計画高水流量以下の流量を安全に流下させる河道を確保すると共に、沿川の地形や土地利用、自然環境を踏まえて、周辺環境に十分配慮したものである。

本水系の主要な地点における計画高水位及び川幅は、次表のとおりとする。

主要な地点における計画高水位及び川幅一覧表

河川名	地点名	河口又は合流点からの距離 [km]	計画高水位 T.P. [m]	川幅 [m]
滑津川	河口	0.07	1.42 ^{※1} (7.20) ^{※2}	(37)
	滑津橋	0.60	3.06	37

注) T.P.: 東京湾中等潮位

※1: 計画高潮位

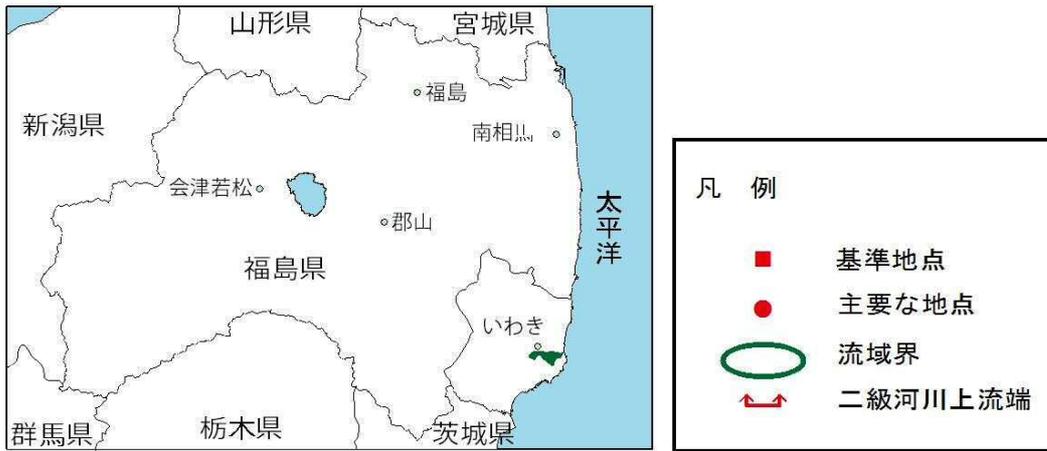
※2: 計画堤防高 (津波高潮対策)

具体的な河道整備にあたっては、上記の高水位、川幅を基本とし、計画高水流量が流下可能な断面積を確保するように河道を計画する。

4 主要な地点における流水の正常な機能を維持するため必要な流量に関する事項

滑津川水系では、河川流況が十分に把握されていないことから、正常流量の設定は行わないこととする。

今後、正常流量の設定を行う場合は、流量観測等により河川流況の把握に努め、「流水の占用」、「動植物の生息地または生育地の状況」、「流水の清潔の保持」などを考慮し、定めるものとする。



(参考) 滑津川水系図